

業務名称：タレントマネジメントシステムの提供・運用支援業務（2026-2027年）

（公告日：2026年2月20日 調達管理番号：25a00459）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。
 なお、質問文において、提出者の特定につながるおそれのある記述については、表現を変更しています。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 5	3) 情報セキュリティに関する認証	積極的資格制限として、P5に「利用を想定するクラウドサービスが「ISMAP等クラウドサービスリスト」に登録されていること。」と記載があり、またP18では(1)「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）管理基準」に基づく「ISMAP クラウドサービスリスト」に登録済みか、または登録申請済みであり、登録予定時期が明確に提示できること。」と記載がございます。こちらはいずれもISMAP-LIUも含めた「ISMAP等クラウドサービスリスト」ととらえてよろしいでしょうか。	いずれもISMAP-LIUも含めた「ISMAP等クラウドサービスリスト」ととらえていただくことで問題ありません。
2	P. 15	イ API 連携	「既存システムからタレマシステムにデータをアップロードする際に、API 連携が可能であること。」とありますが、現在API連携を想定されている既存システムをご教示いただけますと幸いです。	本業務の履行期間においてAPI連携の実装は想定しておらず、本記載は将来的な導入を展望可能とするものであることを求めているものです。その上で、将来API連携を検討する可能性のあるシステムとしては、File Maker（Claris社製品）上で機構独自に開発した「人事配置検討システム」を想定しています。
3	P. 14	2. 業務の目的	「本システムは既存の人事管理システム（個人データ、発令記録、勤怠、給与・社会保険等の個人に紐づく情報）とは切り分けて導入し、必要なデータ（個人データ、発令記録等。勤怠、給与・社会保険等は除く）は既存システムから取込み、又は新たにタレマシステムに入力・蓄積することを想定する」時佐がございますが、現状既存システム等にあるデータと、新たに入力の必要があると現時点で想定されているデータを、それぞれお分りの範囲で、ご教示いただけますと幸いです。また、既存システムにすでにデータがある場合は、どのようなシステムにそのデータがあるか、差し支えなければシステム名をご教示いただけますと幸いです。	以下の通りです。 既存システム内データ・・・職員番号、氏名、生年月日、職員区分、採用年月日、新卒区分、学歴、発令履歴、職歴等。 新規入力データ・・・取得資格、研修・自己研鑽実績、本人のキャリア意向等。 なお、ここで言う既存システムとは、File Maker（Claris社製品）上で機構独自に開発した「人事配置検討システム」です。
4	P. 16	5. 成果物・業務提出物等	定期報告の内容として、② 稼働率・SLA・利用率（推移）の記載がございますが、クラウドサービスの特性上、通信速度やレスポンスはお客様のインターネット速度等の影響も受けることがあるため、SLAは定めておりません。その場合は、サービスレベル目安（目標値と実績値）という形での報告でも問題ございませんでしょうか。	通信速度やレスポンスについては特にミッションクリティカルな要件はありませんので、サービスレベル目安（目標値と実績値）という形での報告で問題ありません。
5	P10	(4) 落札者の決定	「出精値引」の定義についてお伺いしたく存じます。 「落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。」とありますが、P. 25にシステム費用の算出方法として「月額単価を設定し、契約期間として想定する 18 か月を乗じ算出ください。」との記載もがございます。人数等に応じたサービスの月額費用の定価が決まっている場合、そこに対して値引きを行うことはできず、あくまで定価として月額費用を記載する必要がございますでしょうか。 例として、下記のようなシステム費用のご提示はできないという理解であっておりますでしょうか。 （例：システム費用定価100万円-お値引き10万円=90万円（月額単価））また、月額費用の無償期間（構築期間の2か月間など）を設けることも不可能でしょうか。入札価格が予定価格を上回ってしまい、不合格となってしまうリスクを想定しての、ご質問となります。	原価や合理性に基づく根拠のない値引きを含めることは認めません。 例示いただいた一点目、お値引き10万円に説明根拠がなければ含めることはできません。 例示いただいた二点目、業務に対しては業務の対価（報酬）を支払いますので、無償で業務を行う期間を設定することはできません。
6	P. 16	② JICA 内管理者への研修の実施	「JICA 内管理者（10 名程度）が円滑に本システムを運用できるよう、契約後 2 か月以内を目的に、基本的なシステム利用方法に関する研修機会を隔週（計 4 回）で提供する。」とありますが、具体的な研修内容としてご想定されているものがあれば、ご教示いただけますでしょうか。また対象となる方は毎回の研修で同じメンバーを想定されていらっしゃいますでしょうか。	・研修内容は、4段階構成（基礎編→実践編までの異なる4回を想定）とし、実際にシステムを動かしながら、基本的な使い方を中心に説明頂き、当方からの質問に対応いただくことを想定しています。 ・対象者は固定メンバーの想定です。
7	P. 15	① 初期設定作業支援	「導入時の各種初期設定作業、権限設定や人事システムから抽出したデータとの定期的な連携等」を支援する」とありますが、人事システムが複数ある場合は、2ヶ月間でのAPIデータ連携の構築が現実的でないように思えます。（通常1システムとの連携にあたり、要件定義～実装まで4ヶ月程度必要）その場合、APIデータ連携においては、実装までの期間をご相談可能なものでしょうか。またAPI連携を想定されている人事システムをご教示いただけますと幸いです。	No. 2のとおり
8	P. 16	項番：4. 業務の内容 (2) 運用支援 ① 初期設定作業支援	「必要に応じてJICA オフィス（千代田区麹町）にて作業すること」と記載がございますが、原則、オンライン会議、電話、メールでの対応とさせていただきます。問題ございませんでしょうか。また、必要に応じてJICA オフィス（千代田区麹町）にて作業が必要な事項のご想定などあればご教示いただけますと幸いです。	基本はオンライン、電話、メール対応で問題ありません。状況によっては千代田区麹町での作業についてご相談する可能性があります。

通番	該当頁	項目	質問	回答
9	P. 16	項番：4. 業務の内容 (2) 運用支援 ② JICA内管理者への研修の実施	「契約後2 か月以内を目途に、基本的なシステム利用方法に関する研修機会を隔週（計4回）で提供」と御座いますが、どのような研修（4段階構成の研修、スケジュールを鑑み同内容の検収を4回など）を想定しておりますでしょうか。当社標準的な研修機会提供ですと、管理者研修を1回開催したのちは学習マニュアル、動画マニュアルにて、対応させていただきますが、種々マニュアル提供をもって要件を満たすとの理解で宜しいでしょうか。	No.6をご参照ください。マニュアル提供のみではなく、少なくとも4段階構成の研修を期待しています。既存のマニュアルを用いる等は構いませんので、工夫された点を技術提案書に記載ください。
10	P. 16	項番：4. 業務の内容 (2) 運用支援 ⑤ 次期運用事業者への引継ぎ	「後継システムへのデータ移行が円滑に行われるよう技術的な支援」と記載ございますが、あくまで役務としてではなく、後継システム業者と調整、CSV等のデータ提供などの対応を協力する、との理解で認識相違御座いませんかでしょうか。	可能な範囲でのご協力をお願いします。
11	P. 16	項番：5. 成果物・業務提出物等 (2)	「稼働率・SLA・利用率」等の報告が求められていますが、当社はSaaSのサービス稼働率の具体的な数値を非公開としており、定常的な数値報告は実施しておりません。「連続24時間を超えてサービスが停止しないことの保証（利用規約）」をもってSLAとし、個別の定期的な数値報告は免除（または大規模障害時のみ）いただくことは可能でしょうか。	その旨、技術提案書に記載ください。また、類似する他の指標等があれば、技術提案書にて提案をお願いします。
12	P. 31	項番：第12条（成果品等の取扱い） 5項	当社が提供するSaaSシステム自体や汎用的な操作マニュアル等は「受注者が従来から有する著作物」に該当するとの理解でご認識相違ございませんでしょうか。	ご理解の通りです。
13	P. 34	第18条（発注者の解除権） 2項	（会社名の記載を省略）の標準利用規約では損害賠償額の上限や免責事項を設けているため、当社の利用規約にもご同意の上、協議いただけるとの理解でご認識相違は御座いませんかでしょうか。	「第5 契約書（案）」による締結に加えて、商習慣上の理由から、受注者側が定める遵守事項（サービス利用申込書やサービス利用規約、またはそれに準ずるもの）による契約締結が必要な場合は、契約に必要な約款を技術提案書と同時に提出してください。提出された約款は評価対象にはなりません、事前に条件を確認します。なお、発注者が約款の内容に不足があると判断した場合、契約締結時に約款とは別に、覚書等を取り交わす場合があります。 ※入札説明書を訂正します。
14	P. 35	項番：第22条（重大な不正行為に係る違約金） 1項・3項	上記同様、（会社名の記載を省略）の標準利用規約では損害賠償額の上限や免責事項を設けているため、当社の利用規約にもご同意の上、協議させていただき理解でご認識相違は御座いませんかでしょうか。	No.13のとおり
15	P. 37	項番：第25条（秘密の保持） 1項	秘密情報を第三者に開示する場合は事前の承認が必要とされていますが、当社の内部統制を目的とした親会社への営業状況報告や、法令上の守秘義務を負う外部専門家（弁護士・会計士等）への情報開示については、都度の事前承諾は不要と理解して差し支え御座いませんかでしょうか。	第25条第1項に記載のとおり、「本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から開示された一切の情報を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない（ただし書き（1）～（7）を除く）」です。一般的に営業状況報告としては、本業務を実施する上で受注者に開示された情報が必要になることは考え難いのですが、営業状況報告として第三へ開示する場合は、事前に発注者にご相談ください。
16	P. 38	項番：第26条（個人情報保護） 2項、第27条（情報セキュリティ） 2項	「実地検査」や受注者の事務所等での「情報セキュリティ監査」の実施が規定されていますが、当社はパブリッククラウド環境を利用しているため、データセンター等への物理的な立ち入りや直接監査は困難で御座います。共有スペース等でのご対応、または電子ファイル形式でのご対応であれば可能ですが、問題ございませんでしょうか。	本条は、「受託者の運用支援業務実施環境における安全管理措置・セキュリティ対策」が対象となっています。本契約で受託者より提供される「タレントマネジメントシステム」については、本条における監査の対象にはなりません。また、受託者が利用するパブリッククラウドに関して、立ち入り検査は想定しておりません。「実地検査」や受注者の事務所等での「情報セキュリティ監査」の対象として関連する内容としては、そのパブリッククラウドを選定する際に、どのような基準を定め運用をされているか等の、セキュリティ基準の妥当性を机上で確認させていただきことが想定されます。
17	P. 39	項番：第27条の2（情報システムに関する業務における情報セキュリティ） 1項 (2)	原則、日本国籍の者での業務履行を想定しておりますが、個人情報保護の観点から開示し兼ねる可能性が御座います。「情報セキュリティ管理責任者」等の体制図提示をもって要件を満たすものとしてご了承いただけますでしょうか。	「情報セキュリティ管理責任者」等の体制図提示をもって要件を満たすものとしてご認識いただい問題ございません。
18	P. 45	項番：3. 技術的安全管理措置 11	「一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示されるなどの機能の設定、定期確認などを行う」とございますが、ログ提供機能をもって本要件を代替として満たすと解釈して問題御座いませんかでしょうか。	ログ提供機能のみでは、本要件を代替として満たすことはできません。本業務受託者において、アクセスログ等の定期確認等を行っていただくことを想定しています。

通番	該当頁	項目	質問	回答
19	P. 15	4. 業務の内容>(1)> ①>イ	既存システムはどちらのシステムでしょうか。詳細ご教示いただけますと幸いです。	ここで言う既存システムとは、File Maker (Clariss社製品) 上で機構独自に開発した「人事配置検討システム」です。
20	P. 15	4. 業務の内容>(1)> ①>イ	HP上で公開APIを提供していますが、要件を満たしているとの理解で宜しいでしょうか。	API連携の実装は本業務の履行期間において想定しておらず、本記載は将来的な導入を展望可能とするものであることを求めているものです。現時点ではHP上で公開APIが提供されていることで問題ありません。
21	P. 17	第2 業務仕様書(案)> 6. 経費支払方法(成果物との関係)	本格運用開始後のクラウドサービス提供につきましては、現状有姿で提供されるもので、契約上も役務提供(準委任)契約と解されるのが一般的であり、成果の完成義務はないことから、検査にかからしめるものではないという認識で、 P31 第13条の契約不適合責任を負うものではないとの理解をしております。 P27 契約形態についても準委任契約との整理で調整いただくこと可能ですでしょうか。	本業務は、クラウドサービス提供の他、JICA内管理者への研修の実施等の業務を含めており、業務完了後に成果品として業務完了報告書の提出を求めています。 役務提供(準委任契約)と成果品の完成・納品(請負契約)の両方の性質を持つ契約として、業務委託契約を締結いたします。 第13条の契約不適合も適用されます。
22	P. 15	第2 業務仕様書(案)> 4. 業務の内容>(2)運用支援>① 初期設定作業支援	「導入時の各種初期設定作業」と記載ございますが、データとの定期的な連携といった実データのシステムへの取込作業については貴機構にて作業する認識で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	P. 16	第2 業務仕様書(案)> 4. 業務の内容>(2)運用支援>① 初期設定作業支援	「即座に連絡」とありますが、あくまで努力義務の範囲との理解でお認識相違ございませんでしょうか。	「⑥障害発生時の対応」についてのご質問と考えられますが、「質問」欄に記入のご理解で問題ありません。
24	P. 41	(契約外の事項)	定めない事項については、受注者の利用規約に則して協議させていただき、との理解でご認識相違ないでしょうか。	No.13のとおり
25	P. 37	(秘密の保持)7項	「本業務が完了した後も引き効力を有する」と御座いますが、いつまでといった期日の協議可能ですでしょうか	秘密の保持について、期日を設定することを受け入れることは困難です。
26	P. 40	(業務引継に関する留意事項)	引継対応については、本事業の契約期間中に実施するとの理解で相違ございませんでしょうか。	ご理解の通りです。
27	P. 30	(特定個人情報保護)	本事業のいて、個人番号の取り扱いのご想定はございますでしょうか。	P38記載の「特定個人情報保護」に関し、個人番号は取り扱いません。
28	P. 5	6. 競争参加資格 (4) 再委託	利用を想定しているクラウドサービスに製品自体に、保守・運用も含まれている場合、そちらをクラウドサービス事業者が行うことは、再委託にあたるでしょうか。	標準仕様としてサービスに組み込まれている業務については、再委託にはあたりません。
29	P. 6	(2) 提出書類 ⑤いずれかを満たす書類 ・ISO27001/ISMSを有すること	「ISO27001/ISMSを有すること」を満たす書類は、証明書の写しが必要でしょうか。それともクラウドサービス事業者の自社サイトまたは、情報マネジメントシステム認定センターのWebサイトにて示されているものがあれば、そちらでも問題ないでしょうか。	認証取得証明書の写しが望ましいですが、それが不可能な場合は、情報マネジメントシステム認定センターのWebサイトの登録情報でも問題ありません。自社サイトは不可です。
30	P. 10	(3) 評価方法 2) 価格評価	「予定価格」について、目安は存在しますでしょうか。	発注者があらかじめ算定しておく上限価格であり、目安を公表することはできません。
31	P. 10	(4) 落札者の決定	「ISMAP管理基準対応リスト」様式の所在を教えてくださいいただけますでしょうか。	落札後に当方フォーマットを提供します。

通番	該当頁	項目	質問	回答
32	P. 24	評価表（評価項目一覧表） 1. 社としての経験・能力等 (2) 資格・認証等①	資格・認証等に関して、利用想定クラウドサービス事業者の資格や本案件へのアサイン予定者の個人資格は対象になりますでしょうか。	お持ちの場合は技術提案書にご記載ください。
33	P. 24	評価表（評価項目一覧表） 1. 社としての経験・能力等 (2) 資格・認証等①	資格・認証等に関して、配点はどのように行われますか。 (例：1つあれば満点、資格等の数によって点数が変動、～資格と～認証が組み合わせると〇点、等)	資格・認証等の内容・数によって点数が変動します。
34	P. 24	評価表（評価項目一覧表） 3. 運用支援 (1) 運用支援に関する対応案	左記の評価項目で除いて良いとされる、「3. 運用支援（2）導入時研修の内容の提案」と「3. 運用支援（3）契約期間中のサポート体制の提案」は、それぞれp. 11の運用支援の項目「②JICA内管理者への研修の実施」と「③サポート体制の提供」と同一のものであるという認識で良いでしょうか。	ご理解の通りです。

説明書の訂正

通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
1	P. 6	第1入札手続 9. 技術提案書の提出	記載なし	(4) 技術提案書と同時に提出する資料 「第5 契約書（案）」による締結に加えて、商習慣上の理由から、受注者側が定める遵守事項（サービス利用申込書やサービス利用規約、またはそれに準ずるもの）による契約締結が必要な場合は、 契約に必要な約款を技術提案書と同時に提出してください。
2	P. 11	第1入札手続 16. 契約書の作成及び締結	記載なし	(5) 「第5 契約書（案）」による締結に加えて、商習慣上の理由から、受注者側が定める遵守事項（サービス利用申込書やサービス利用規約、またはそれに準ずるもの）による契約締結が必要な場合は、 契約に必要な約款を技術提案書と同時に提出してください。 提出された約款は評価対象にはなりませんが、事前に条件を確認します。なお、発注者が約款の内容に不足があると判断した場合、契約締結時に約款とは別に、覚書等を取り交わす場合があります。
3	P. 23	第3技術提案書の作成要領 2. 技術提案書作成にあたっての留意事項	記載なし	(4) 「第5 契約書（案）」による締結に加えて、商習慣上の理由から、受注者側が定める遵守事項（サービス利用申込書やサービス利用規約、またはそれに準ずるもの）による契約締結が必要な場合は、 契約に必要な約款を技術提案書と同時に提出してください。 提出された約款は評価対象にはなりませんが、事前に条件を確認します。